

コーポレートガバナンス

三菱地所グループでは、透明性の高い経営を行うことによって、ステークホルダーの信頼を獲得することをめざしています。

コーポレートガバナンスの基本的な考え方

三菱地所グループは、「住み、働き、憩う方々に満足いただける、地球環境にも配慮した魅力あふれるまちづくりを通じて、真に価値ある社会の実現に貢献する」という基本使命の実現をめざしており、そのためには企業グループとしての成長と、さまざまなステークホルダーとの共生とを高度にバランスさせることが求められるとの認識のもと、三菱地所グループに最も適した仕組みづくりを絶えず追求しています。

透明性の高いコーポレートガバナンスの体制をめざして

三菱地所(株)では、取締役会による経営監督機能のさらなる強化、ならびに業務執行における権限・責任の明確化および意思決定の迅速化を推進するとともに、経営の透明性・客観性の向上を図るべく、2016年6月29日開催の定時株主総会での承認を経て、監査役会設置会社から、社外取締役が過半数を占める指名・監査・報酬の3委員会を設置する指名委員会等設置会社へ移行しました。また、指名委員会等設置会社移行後においては、取締役会の決議事項、取締役候補者選任基準および役員報酬の方針等の見直しを実施しました。なお、取締役会は、15名の取締役(うち社外取締役が7名)で構成され、監査委員を含む取締役の任期は1年となっており、議長は執行役を兼務しない取締役会長が務めています。

 三菱地所グループのコーポレートガバナンス体制図はWEBで紹介しています。
<http://www.mec.co.jp/j/csr/governance/index.html>

経営意思決定の仕組み

三菱地所グループでは、グループ全体の経営戦略に関する議論を行う場として、社長、専務以上の執行役および社長の指名する者にて構成される「経営戦略委員会」を設置し、2016年度は9回開催しました。また、グループの重要な業務執行に関する審議を行う機関として、社長以下、各事業グループなどの担当役員、常勤監査委員および社長の指名する者で構成される「経営会議」を原則として毎週1回の頻度で開催することとし、2016年度は44回開催しました。この「経営会議」の下部組織として「投資委員会」を設置しており、特に重要な投資案件を「経営会議」で審議する前に論点などを整理することによって「経営会議」における議論・経営判断の高度化を図る役割を担っています。

2016年度からは、経営会議の下部組織として、投資開発事業領域の各事業グループにおける事業戦略について協議する「AMコミティ」を新設しています。また、指名委員会等設置会社への移行に伴い、各組織の構成員の変更を行っています。

役員の報酬等の額の決定に関する方針

三菱地所(株)の役員報酬は、社外取締役を委員長とし、委員の過半数が社外取締役で構成される報酬委員会の決議により決定します。その報酬制度は、持続的な企業価値の向上と株主との価値共有を実現すること、経営陣のチャレンジや適切なリスクテイクを促すイ

ンセンティブ性を備えること、株主をはじめとするステークホルダーに対して高い説明責任を果たすこと等を基本としています。報酬体系については、取締役(執行役を兼務する取締役を除く)に対する報酬は原則として金銭による基本報酬のみとし、執行役に対する報酬は基本報酬および変動報酬とで構成しています。執行役の変動報酬は、短期的な業績に基づき支給する金銭報酬と、中長期的な業績等の評価に基づき支給する株式報酬とで構成しています。

 取締役、監査役および執行役に支払った報酬等の総額(2016年度)はWEBで紹介しています。
<http://www.mec.co.jp/j/csr/governance/index.html>

内部統制の強化

三菱地所グループでは、会社法の定めにより、取締役会で決議された、「内部統制システム構築の基本方針」の趣旨に沿って業務が行われているかを、取締役会にて定期的に確認し、問題点があれば、改善を実施しています。また「金融商品取引法」により2008年4月以降上場企業に適用された「財務報告に係る内部統制報告制度」に対応し、グループ全体の内部統制の整備、運用、評価を行い、2017年3月31日時点においてグループの財務報告に関わる内部統制は有効と判断する「内部統制報告書」を同年6月29日に関東財務局宛に提出しました。この報告書は、監査法人より、適正に表示しているとの内部統制監査を受けています。

また、グループ内の3社^(※)において、金融商品取引業者としての体制を整備、運用するとともに、三菱地所(株)の関係部署においても同法に関連したコンプライアンス上の問題に対応するために内部管理体制を強化しています。

(※)三菱地所投資顧問(株)(不動産投資・運用事業)、ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント(株)(不動産投資・運用事業)、三菱地所リアルエステートサービス(株)(不動産仲介・賃貸事業など)

経営監視の仕組み

三菱地所(株)の取締役会は、経営の基本方針を決定するとともに、取締役および執行役の職務執行の監督を行っています。監査委員会は、常勤監査委員による経営会議などの重要な会議への出席、各部署・グループ会社の業務執行状況監査などを通じ、取締役および執行役の職務執行の監査等を行っています。また、補助組織として「監査委員会室」を設置しています。

内部監査機能強化を目的として、「内部監査室」を社長直轄の組織として設置しており、その公正性、独立性を明確にしています。リスクベースで策定された監査計画(グループ会社も対象に含む)に従って内部監査を行い、内部統制が適切に整備・運用されていることを確認しています。監査結果についてはすべて社長に報告するとともに、常勤監査委員と共有し、経営会議・監査委員会等にも概要を報告しています。また、監査後のフォローアップを重視し、内部監査の結果抽出された問題点が改善されていることを確認しています。